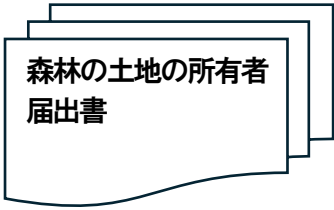


森林の土地を取得したときは届出書の提出が必要です

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、新たに森林の土地を取得した場合に森林の土地の所有者届出が必要です。

面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

🌲 長野市農林部森林いのしか対策課に提出する書類 🌲

提出書類	提出期限・根拠等
<p>○ 森林の土地の所有者届出書</p>  <p>※添付書類</p> <ol style="list-style-type: none">1 当該土地の位置を示す地図 国土地理院発行の地形図等に○印を記載2 当該土地の登記事項証明書その届出の原因を証明する書面	<p>□ 所有者となった日から 90 日以内に提出 (森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項)</p> <p>(注) 相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続の開始の日から 90 日以内に法定相続人の共有物として届出をする必要があります。</p> <p>・位置が不明な場合は、当該地の「林地台帳情報提供依頼申出書」を提出し、位置を確認したうえで届出をしてください。</p>

注) 地域森林計画の対象となっている森林で登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合は届出の可能性が高いのでご注意ください。